



積丹町地域公共交通活性化対策事業  
 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金活用事業)

～ 高齢者世帯へバスカードを助成します ～

町では、国の平成 21 年度補正予算による、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源として、地域の唯一の公共交通機関であるバス利用者の増加による公共交通の活性化と、バスを利用される高齢者世帯への緊急経済支援を目的として次によりバスカードを交付・助成します。

交付・助成を受けるには申請が必要となりますので、期日までに手続きをお願いします。

項目	内容																			
1 助成内容	○1世帯あたり バスカード1枚(額面 11,500 円)の助成																			
2 対象世帯	○平成 21 年 12 月 1 日現在、住民基本台帳に登録があり、65 歳以上の方のみで構成され、他の世帯と同居していない世帯。 ただし次の世帯は除きます。また、所得制限はありません。 ①世帯員全員が社会福祉施設等へ入所している世帯 ②世帯員全員が長期入院している世帯 ③生活保護法に基づく保護受給世帯																			
3 申請方法 (期間、申請場所など)	○「積丹町地域公共交通活性化対策事業助成申請書」を提出してください。 申請には <b>印鑑が必要です</b> 。(認印で可) ①申請期間： <u>平成 21 年 12 月 14 日から平成 22 年 2 月 26 日まで</u> 申請場所：役場住民福祉課、入舸支所、余別支所 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ※役場、支所の閉庁日の申請はご遠慮下さい。 ②次により地区会館での <b>臨時受付</b> を実施します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>時 間</th> <th>臨 時 受 付 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 月 7 日 (月) 8 日 (火)</td> <td>9:30～17:00</td> <td>・総合文化センター 1 階ロビー</td> </tr> <tr> <td>12 月 9 日 (水)</td> <td>9:30～12:00</td> <td>・野塚克雪管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12 月 10 日 (木)</td> <td>9:30～12:00</td> <td>・婦美会館 ・日司生活改善センター</td> </tr> <tr> <td>13:30～16:00</td> <td>・幌武意寿の家 ・入舸会館</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12 月 11 日 (金)</td> <td>9:30～12:00</td> <td>・余別コミュニティセンター ・丸山会館</td> </tr> <tr> <td>13:30～16:00</td> <td>・来岸会館 ・神岬会館</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※福祉灯油、地デジチューナーの申請受付と同時に実施します。)</p>	月 日	時 間	臨 時 受 付 場 所	12 月 7 日 (月) 8 日 (火)	9:30～17:00	・総合文化センター 1 階ロビー	12 月 9 日 (水)	9:30～12:00	・野塚克雪管理センター	12 月 10 日 (木)	9:30～12:00	・婦美会館 ・日司生活改善センター	13:30～16:00	・幌武意寿の家 ・入舸会館	12 月 11 日 (金)	9:30～12:00	・余別コミュニティセンター ・丸山会館	13:30～16:00	・来岸会館 ・神岬会館
月 日	時 間	臨 時 受 付 場 所																		
12 月 7 日 (月) 8 日 (火)	9:30～17:00	・総合文化センター 1 階ロビー																		
12 月 9 日 (水)	9:30～12:00	・野塚克雪管理センター																		
12 月 10 日 (木)	9:30～12:00	・婦美会館 ・日司生活改善センター																		
	13:30～16:00	・幌武意寿の家 ・入舸会館																		
12 月 11 日 (金)	9:30～12:00	・余別コミュニティセンター ・丸山会館																		
	13:30～16:00	・来岸会館 ・神岬会館																		
4 使用方法 の注意事項	○バスカード発行会社(北海道中央バス株式会社)が定める使用方法 ○次に該当した場合、町長はバスカードの返還を求めます。 ①虚偽の申請により交付を受けたとき、②バスカードを他に譲渡したとき、 ③その他バスカードを不正に使用したとき																			